

宇佐市自主防災組織活性化事業補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 27 日

宇佐市告示第 49 号

改正 平成 26 年 5 月 1 日宇佐市告示第 77 号
平成 27 年 5 月 13 日宇佐市告示第 149 号
平成 29 年 3 月 31 日宇佐市告示第 72 号
平成 31 年 3 月 25 日宇佐市告示第 53 号
令和 3 年 3 月 18 日宇佐市告示第 61 号
令和 3 年 3 月 31 日宇佐市告示第 99 号
令和 5 年 3 月 30 日宇佐市告示第 99 号
令和 7 年 3 月 24 日宇佐市告示第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の自主的な防災活動の促進を図るため、地域における防災力の向上を目的とする自主防災組織が行う防災活動に対し、自主防災組織活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 市内の自治区の 1 又は 2 以上を基礎として住民が自主的に防災活動を行うため結成した団体をいう。

(2) 地域防災活動 自主防災組織が災害に備えて実施する訓練等のうち、次に掲げるものをいう。

ア 避難誘導訓練

イ 情報収集・伝達訓練

ウ 啓発・研修活動

エ その他防災上必要な訓練及び活動

(補助対象事業)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自主防災組織が主体となって実施する次に掲げる事業であって、当該補助対象者が新規に実施するもの又は当該補助対象者が既存事業の拡充のために実施するもので、今後の継続性及び発展性が認められるものとする。

(1) 防災資機材等整備事業

(2) 地域防災活動事業

2 前項の規定にかかわらず、他の制度により補助金その他の助成を受けている事業については、補助金の交付の対象としない。ただし、市長が必要と認める場合は補助対象事業とすることができる。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第 1 に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助対象事業ごとの補助率、補助限度額等は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、自主防災組織活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 見積書（写）その他補助対象経費の内容が確認できる書類（地域防災活動事業の訓練活動にあつて見積書（写）その他補助対象経費の内容が確認できる書類の取得が困難であると市長が認める場合は、見積申告書）

(3) 規約及び地区防災計画

(4) 自主防災組織を構成する世帯数を確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、自主防災組織活性化事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(計画変更)

第8条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後において事業の計画変更をする場合は、直ちに市長へ自主防災組織活性化事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助事業の内容及び補助額に変更が生じない軽微な計画変更については、この限りでない。

2 前項の規定により変更承認申請書を提出する場合は、当該変更が確認できる書類を添付しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を完了したときは、速やかに自主防災組織活性化事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第6号）

(2) 補助対象経費の領収書又は請求書の写し

(3) 事業の実施が確認できる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、自主防災組織活性化事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 補助事業者が、この要綱に違反し、又は虚偽の申請等を行ったことが認められたときは、交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(資機材の適正な管理)

第12条 防災資機材整備事業を実施した補助事業者は、整備した資機材を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の規定中、地域防災リーダー養成事業の補助金に係る部分は、平成23年4月1日以降に防災士の資格を取得した者について適用する。
(見直し)
- 3 この告示の施行後3年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

附 則 (平成26年5月1日告示第77号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年5月13日告示第149号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第72号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日告示第53号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月18日宇佐市告示第61号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 (令和5年3月30日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日宇佐市告示第70号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(1) 防災資機材整備事業

区 分	物 品 名
情報収集伝達・避難活動資機材	携帯ラジオ、携帯拡声器、回転灯、半鐘、笛、懐中電灯など
消 火 活 動 資 機 材	消火器など
水 防 活 動 資 機 材	防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、土嚢袋、杭など
救 出 活 動 資 機 材	ヘルメット、防塵メガネ、鋸、かけや、バール、ハンマー、チェーンソー、コードリール、ロープ、携帯用笛など
救 護 活 動 資 機 材	リアカー、担架、救急セット、毛布、シートなど
生 活 維 持 活 動	炊飯器具、非常食、飲料水用袋など
そ の 他 資 機 材 等	防災上有効なものとして市長が認める資機材及び保管庫、防災倉庫、冷暖房器具等（設置費込）、パーテーション、テント、発電機、投光器、AEDなど

備考：上記の物品は例であり、上記以外でもそれぞれの活動目的上有効であると認めるものについては対象とする。

(2) 地域防災活動事業

区 分	内 容
啓 発 ・ 研 修 活 動	地域住民の防災意識の向上を目的とする啓発や研修を行うために要する経費で市長が必要と認めるもの 【例】 ・啓発用チラシ、パンフレット等の印刷費、講師人件費、資料の購入費
訓 練 活 動	地域の住民に広く参加を求めて実施する防災訓練に要する経費で市長が必要と認めるもの 【例】 ・傷害保険に加入する場合の保険料 ・燃料費、消耗品費

備考：上記以外の内容であっても、防災活動に有効であると認めるものについては対象とする。

別表第2(第5条関係)

事業区分	補助率	補助金限度額	交付の制限
防災資機材等整備事業	3分の2以内	(1) 本事業に対する初回時の補助金交付の限度額は、自主防災組織を構成する世帯数に300円を乗じて得た額に50,000円を加えた額とする。 (2) 2回目以降の限度額は、組織を構成する世帯数に100円を乗じて得た額に20,000円を加えた額とする。 (3) 前2号の規定にかかわらず、地域の特性・実情等により防災上有効なものとして市長が認めるその他資機材等(別表第1の(1)に掲げるその他資機材をいう。)を購入する場合において、高額な物品(物品1個の金額が100,000円(税込み)を超える場合又は避難所環境の向上を図るための同一の資機材等を一定数整備するときの合計金額が200,000円(税込み)を超える場合)の購入については、限度額を200,000円とする。	本事業完了後、第2条第2号に掲げる地域防災活動を実施することを条件とする。 汎用性が高い防災資機材の整備については、当該資機材の設置又は保管場所が自主防災施設として利用されていることを条件とする。左欄(3)による補助金の交付は、1団体、組織につき2年度に1回までとする。

地域防災活動事業	3分の2以内	交付の申請をしようとする自主防災組織に属する自治区数に20,000円を乗じた額。ただし100,000円を限度とする。	本事業による補助金の交付は、各組織につき各年度1回限りとする。
	100分の100以内	中学校区単位で、活動を実施する場合は100,000円を限度とする。	本事業による補助金の交付は、各中学校区単位につき各年度1回限りとする。

備考 上記により計算した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。